**第９５条（錯誤）**

**意志表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。**

**～９５条の意思表示が無効になる場合の要件～**

①「法律行為の要素」に錯誤があること

②表意者に重大な過失のないこと

要件①→申込なり承諾なりの意思表示が、契約の重要な部分に関する錯誤を含んでいる場合には無効にする。

（判例・通説）

 要素の錯誤とは、「因果関係」と「重要性」という二つの要素をそなえた錯誤である。

　　　　**因果関係→**その錯誤がなければ表意者は意思表示をしなかったであろう、ということ。

　　　　**重要性→**錯誤がなければ意志表示をしないであろうことが通常人の基準からいっ

　　　　　　　　てももっともであるほどの、重要な部分についての錯誤であること。

要件②→錯誤に陥ったことにつき、普通人に期待される注意を著しく欠いていること。

**～動機の錯誤の三つの説について～**

①動機錯誤否定説（動機・意思区別説）

動機は意思表示に含まれないので、動機の錯誤が問題となることはない、とする説。

②動機表示錯誤説（動機・意思区別説）

　動機の錯誤は問題になり得ないが、しかし、その保護の必要性から動機が表示され、法律行為の内容となったときに限り、法律行為の錯誤となりうる、とする説。→判例

つまり・・・

　→動機の錯誤も、「自分はこの本をまだ持っていないから、一冊買っておきたい」というように動機が表示されていると、意志表示の内容となり、法律行為の要素となりうる。

③一元的構成説（動機・意思非区別説）

　動機の錯誤と他の錯誤との区別は必ずしも明瞭ではないので、錯誤は動機・意思を含めて考えるべきだ、とする説。→有力説

**～何故、一元的構成説が有力説となったのか？～**

①動機の錯誤と、表示行為の錯誤とは、はっきりと区別することが出来ないという点。

②錯誤による意思表示を無効とするべきか否かの判断の際に、相手方の事情も考慮に入れるべきだ、という点。

（錯誤無効の判断基準として、相手方の善意悪意や過失を問題とすべき→相手が悪意または有過失のときにのみ意志表示は無効となる。）

**事例**

**古書の収集家であるXは、お気に入りの作家の稀少本を古本屋Yで見つけ、喜び勇んで５万円で購入した。ところが、家に帰って書庫をみると、同じ本がすでにあった。XはY書店に対して、本の売買は錯誤によるとして無効を主張できるか？**

「表示行為」も、「効果意思」（「この本を買おう」という意思のこと。）もあるので、問題となるのは「動機」の部分である。

①動機錯誤否定説の場合→無効を主張することはできない。

②動機表示錯誤説の場合→「自分はこの本を持っていないので、一冊買っておきたい」などと動機について表示がなされていれば、意志表示の内容となり、要素の錯誤と評価されれば、意志表示は無効とされることも考えられる。しかし、動機の表示がされていない場合は、９５条の錯誤から除外されるため、無効主張はできない。

③一元的構成説の場合→もしも表意者が、同じ本を持っていたことを知っていたら、その本を買わなかった。その本を持っていることを知っていたら「その本を買う」と言わなかったであろうことが、通常人の基準から言ってももっともといえるならば、たとえ動機の表示をしていなくても無効主張ができると考えられる。

**私見**

①～③の説の中では、②の説が一番私の考えに近いと思います。③の説については、「動機」の部分についての錯誤の責任を、相手方の善意無過失で場合によっては相手方に負わせるというのは筋違いだと考えるため、反対です。動機の錯誤というのは、あくまで相手方には見えない、分らないものであります。表示者の認識が異なっていたことを理由として、無効主張を認めるというのは取引の安全からの観点から言っても認めるべきではない、と考えます。また、②の説については、動機の表示がなされていれば考慮されてしまいます。しかし、表示された動機について、表示者が錯誤をしていることに気付くことが果たして可能でしょうか？私は、本人以外は簡単に気付くことができないと思います。そして、錯誤を起こしたことは、本人の過失だとも考えます。しかし、そこで考慮されないと本当に困る場合もあるでしょう。従って、①の説に反対し、「動機が表示されていたら」考慮の対象とする、とすぐにするのではなくて、厳格な対応を求める、ことを条件に②の説に賛成します。